

議案第31号

梅園・閑馬・下彦間辺地総合整備計画の策定について

梅園・閑馬・下彦間辺地総合整備計画を次のとおり定めることについて、
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
(昭和37年法律第88号) 第3条第1項の規定により、議会の議決を求め
ます。

令和6年2月22日提出

佐野市長 金子 裕

梅園・閑馬・下彦間辺地総合整備計画書

栃木県佐野市 梅園・閑馬・下彦間辺地

(辺地の人口 2,224人 面積 30.45km²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 栃木県佐野市梅園町、閑馬町及び
下彦間町 |
| (2) 地域の中心の位置 | 栃木県佐野市閑馬町186番地8 |
| (3) 辺地度点数 | 111点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

梅園・閑馬・下彦間地区は、本市の中心地から約11km北方に位置し、農林業を主要産業とする自然豊かな山間地帯である。森林資源に恵まれており、村づくり団体による地域おこしの取組が活発に行われているが、若年層の市街地への流出に歯止めがかからず、過疎・高齢化が問題となっている。

市道105号線は、閑馬地区において、当該地区と県道桐生田沼線を結ぶ重要な道路となっているが、幅員が狭い箇所や見通しが悪い区間もあることから、利用者にとって安全で快適な通行に支障を来している状況である。そのため、現況道路の拡幅を行うことにより、安全かつ快適に市内を移動することができる道路の整備を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 6 年度から令和 10 年度まで 5 年間

(単位 : 千円)

施設名	事業主体名 区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道 105 号線	佐野市	208,400	0	208,400	208,400
合 計		208,400	0	208,400	208,400

理 由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律によって、梅園・閑馬・下彦間辺地に係る公共的施設の整備を図るために、梅園・閑馬・下彦間辺地総合整備計画を策定したいので提案するものです。

参 考

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律抜粋

(総合整備計画の策定等)

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。

2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 整備しようとする公共的施設
- (2) 整備の方法
- (3) 整備に要する経費とその財源内訳

3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 整備を必要とする辺地の事情

(2) その他総務省令で定める事項

4-8 …省 略…